

佐賀県本庁決裁等規程（平成16年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月16日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第3（第3条、第4条関係）					別表第3（第3条、第4条関係）				
所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務	所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	本部長専決事務	課長専決事務
略					略				
母子保健福祉課	母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の福祉に関する事務		母子及び寡婦福祉法の運用指導方針に関すること	1 母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の運用指導並びに法施行事務の監督に関すること 2 母子福祉団体の育成指導事務に関すること 3・4 略	母子保健福祉課	母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の福祉に関する事務		母子及び父子並びに寡婦福祉法の運用指導方針に関すること	1 母子及び父子並びに寡婦福祉法及び児童扶養手当法の運用指導並びに法施行事務の監督に関すること 2 母子・父子福祉団体の育成指導事務に関すること 3・4 略
略					略				

附 則

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。